

令和6年10月18日開会  
令和6年10月18日閉会

# 第789回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 8 9 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 8 9 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 1 0 月 1 8 日湯川村役場に召集した。

### 1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（6 人）

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 小 沼 幸 子 | 2 番   | 佐 藤 敬 一 |
| 3 番   | 山 田 誠一郎 | 4 番   | 兼 子 房 男 |
| 5 番   | 山 口 栄 子 | 6 番   | 真 壁 澄 男 |
| 7 番   | 中 島 仁   | 9 番   | 鈴 木 明 美 |
| 1 0 番 | 渡 部 正 美 | 1 1 番 | 三 瓶 恵 美 |
| 1 2 番 | 吉 田 守   | 1 4 番 | 中 島 和 裕 |
| 1 5 番 | 大 場 忠 重 |       |         |

### 2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（1 人）

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 8 番 | 高 木 伸 也 | 1 3 番 | 高 橋 勝 彦 |
|-----|---------|-------|---------|

### 3. 本会議に出席した事務局職員

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 事務局職員 | 大 場 祐 一 | 永 島 真 弓 |
|-------|---------|---------|

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 0 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。10 月 6 日新米祭りではお忙しい中お手伝いいただきありがとうございました。大変足元が悪かったのですが、たくさんの方に参加していただき、楽しく終われたなと感じております。また農作業の刈入れ時の長雨により、なかなか思うような作業が進まない状況で品質にも影響が出ている田んぼもあるかと思えます。昨日も村内を農地パトロールしたところまだ刈入れが終わっていないところもありましたので、1 日でも早く出荷してほしいと思います。委員の中にもまだ残っている方もいると思いますが、怪我のないように仕事を進めていただきたいと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、1 3 番委員から欠席の報告を受けております。9 番委員から遅参の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 789 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議  
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録  
署名人に 4 番委員と 5 番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい  
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 2 ページにより、議案第 19 号を朗読。今回の案件は 2 件です。3 ページを  
お開きください。整理番号 1 番です。権利の種類につきましては、所有権の移  
転です。譲渡人は[ ]の[ ]さん、譲受人は[ ]の[ ]さん  
です。申請地は大字[ ]で登記地目、現況地目は[ ]です。面  
積は合計[ ]㎡です。対価は 10 a あたりに換算しますと[ ]万円です。  
申請地の場所につきましては 4 ページに位置図、5～6 ページに公図を添付  
しています。赤色の枠の部分でございます。

転用の事由であります。譲受人は、現在[ ]に住んでいま  
すが、会津地方へ移住するため、物件を探していました。飼犬がいるため、  
広い庭付きの住居の取得を希望していたところ、申請地を見つけ、購入に至  
りました。既存住宅は基礎のみを残して解体し、リノベーションする予定で  
す。西側にある農地は庭として整備したいとのことです。工事期間は、許可  
の日から令和 7 年 7 月 31 日まで、利用期間は許可の日から永久であります。  
所要面積は農地[ ]㎡、宅地[ ]㎡、合計[ ]㎡です。記載されている対  
価は宅地も含めた金額となっております。

7 ページの土地利用計画図、8～10 ページの住宅の平面図・立面図、設置す  
るフェンスの図面により詳細を説明。東側の雪捨て場として利用する農地の  
部分には集落の看板や集積所、消火栓などがありましたが、売買契約書の特  
約事項の中で土地の購入者がそのまま引き継ぐという記載がございました。  
また、物置の一部が農地に若干かかっていますが、土地の前所有者が農業を  
営んでいた昭和 37 年に、農業用施設として建築した 2 アール未満の小屋であ

るため、転用は不要です。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、雨水については地下浸透にて対処するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は、西側が農地に隣接しておりますが、境界にはフェンスを設置するため、付近に及ぼす影響はないと考えます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、3種農地の公共施設至近距離区域内農地であり、原則として許可できる農地に該当しております。位置図で申請地から300m以内に駅があることが分かると思います。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、融資証明及び通帳の写しにより残高を確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はない旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われれます。

続きまして整理番号2番です。11ページをお開きください。権利の種類につきましては、所有権の移転です。譲渡人は■■■■集落の■■■■さん、譲受人は■■■■の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の1筆です。登記地目、現況地目は■■■■です。面積は■■■■㎡です。対価は10aあたりに換算しますと■■■■万円です。

申請地の場所につきましては12～13ページに位置図、14ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

転用の事由であります。譲受人は、現在■■■■に住んでいますが、子育て支援が充実している湯川村への移住を希望しており、特に役場や小中学校に近い■■■■地区にて新築住宅を建設したいと考えていらっしゃいました。更地となっている宅地がなく、農地も視野に検討していたところ、農地の処分を検討している地権者がおり、交渉したところ合意に至ったため、今回の申請を行いました。工事期間は、許可の日から令和7年11月30日まで、利用期間は許可の日から永久であります。

15ページの土地利用計画図、16～18ページの住宅の平面図・立面図により詳細を説明。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、雨水については地下浸透にて対処するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は、東側にL型擁壁、北側・南側・西側はブロックを設置することで農地との境界を明確にし、土砂の流出等を防止するため、付近に及ぼす影響はないと考えます。上下水道は北側と東側のどちらにも通っていますが、工事を行う上で通行への影響の少ない北側に接続する予定です。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、3種農地の公共施設便益区域内農地であり、原則として許可でき

る農地に該当しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、融資証明により確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われま。

説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して整理番号 1 番について現地調査委員からの報告をお願いします。10 番委員をお願いします。

10 番委員 別紙農地法第 5 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 続きまして、整理番号 2 番について現地調査委員からの報告をお願いします。

10 番委員 別紙農地法第 5 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査実施委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

2 番委員 今回の案件はどちらも湯川村への移住ということですので、大変歓迎したいと思います。これからも P R していただいて湯川村の人口が 1 人でも増えていくといいなと思います。よろしくお願いします。

4 番委員 整理番号 1 番の対価は農地と宅地を含めた金額か。

事 務 局 宅地や建物すべてを含んでおり、切り分けることができなかったのもので、農地と宅地の合計  ㎡の対価を 10 a あたりに換算した金額を記載しております。

4 番委員 もう 1 点、事務局長にお伺いしたい。湯川村は人口増加のために若者の移住を推進していると思うが、村内の下水道の利用に余裕はあるか。

事務局長 特定環境保全下水道事業で、沼ノ上の湯川浄化センターに下水は流れることになります。つなぎこみは全体の 6 割程度であるため、十分排除可能でございます。

議 長 他にございませんか。他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

10 番委員 議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思います。

議 長 これより、議案第 19 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、19 ページをお開きください。議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 19 ページにより朗読。今回の案件は、再設定が 1 件であります。20 ページ以降を説明。  
内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議 長 続きまして、議案第 20 号に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

5 番委員 ■■さんは、今年は■■■に依頼しておりましたが、来年から耕作すると意気込んでおります。自分の田んぼの稲刈りの様子も見に来られていました。心配ないと思います。

議 長 これより議案第 20 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 担当委員にお伺いしたい。体調不良で入院されたようですが、状況はどうか。  
5 番委員 何度か足を運んで話をしております。入院はしたようですが、退院後に元気な様子を確認しております。田んぼでお会いしたのは 10 月上旬で、来年は自分でやっていくとおっしゃっておりました。

4 番委員 再設定なので本来ならば特に問題はないのですが、病状が重いような話を聞いたことがあったのでお伺いした。

5 番委員 経過を見ながら判断していくしかないと思います。本人の気持ちとしては耕作していく意志があります。

議 長 私も何度かお会いして話をしました。来年のために今年は絶対に無理はしないと本人もやる気でいらっしゃるので、見守っていただきたいと思います。そのような状況でした。

4 番委員 今年は誰に耕作してもらったか。■■■さんに耕作してもらったと聞いたが。

11 番委員 ■■■から委託を受けて耕作しました。

議 長 今年は治すために無理はしないとおっしゃっております。畑においても今年はやらないと決めて、来年に向けて体調を整えていらっしゃると思います。

議 長 それでは、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。意見を徴します。  
12 番委員 議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも  
事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているの  
で、決定したいと思います。

議 長 これより議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を  
採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定に  
ついて（利用権設定）を採決いたします。

議 長 議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を原案のと  
おり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。  
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 789 回湯川村農業委員会定例  
総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 19 号 原案のとおり承認

議案第 20 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 6 年 10 月 18 日午前 9 時 45 分閉会を宣言し  
た。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 6 年 11 月 21 日

湯川村農業委員会

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員